第2部 高齢者福祉·介護保険事業計画

第1章 基本的な考え方

第1節 基本理念

第7次那須町振興計画後期基本計画では、町の将来像を「みどり輝き活気と笑顔あふれるまち ふるさと那須」とし、持続可能なまちづくりの理念として「SDGs」の考え方を念頭に8つの基本方針を掲げています。

この基本方針の一つ「"子育て・健康・福祉"のまち」の中で、「地域の福祉力の向上 や健康づくり、福祉サービスの充実を図り、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、 自分らしく活躍できるまちづくり」を進めることとしています。

本計画の策定にあたっては、那須町振興計画との整合性を図り、高齢者が安心して「いつまでも地域で暮らしたい」と思える町を目指し、基本理念を次のとおりとします。

誰もがいつまでも 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせるまち

第7次那須町振興計画後期基本計画の関連基本方針(一部抜粋)

(基本方針3) "子育て・健康・福祉"のまち(子育て支援、健康、福祉)

地方都市の共通課題である少子高齢社会の進展や若者 層の流出に歯止めをかけるため、定住施策の展開と合わ せた子育て支援の充実に努めるとともに、地域の福祉力 の向上や健康づくり、福祉サービスの充実を図り、誰もが 生きがいを持ち、共に支え合いながら、自分らしく活躍で きるまちづくりを進めます。









【ロゴの出典】国際連合広報センターホームページ

※SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上のとして取り残さないことを誓っています。SDGsは発展が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

第2節 基本目標

基本理念の実現のために、第7期那須町高齢者福祉・介護保険事業計画を踏まえ、次の 3つを基本目標として掲げます。

「いつまでも元気に、生きがいを持って暮らす」

高齢者が自立した生活を営み、地域とのつながりを保ちながら社会で役割を持って活躍できるよう、健康づくりや介護予防への取組を推進するとともに、趣味やサークル活動等の地域社会との交流の場、ボランティア活動や就労的活動を通じて社会貢献できる場の充実を図ります。

「支え合い、助け合いながら安心して住み続けることができる」

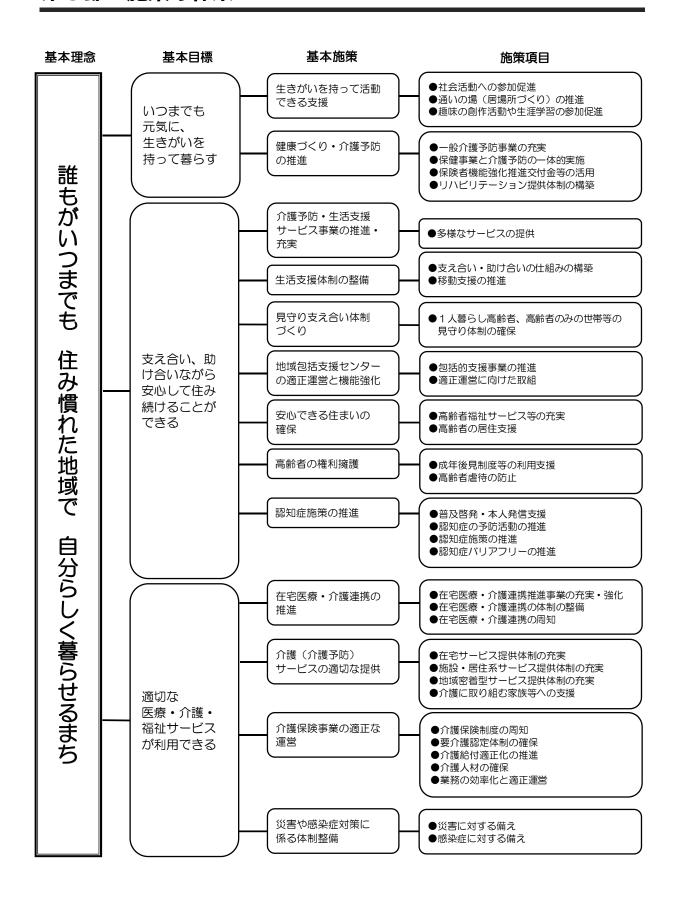
高齢化の進展により、1人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳ある生活を送ることができるよう、地域における相談・支援体制の構築や多様な生活支援サービスの充実を図ります。

「適切な医療・介護・福祉サービスが利用できる」

在宅医療・介護連携を推進するとともに、一人ひとりの状態にあった適切なサービスを 提供し、高齢者の包括的な支援体制の強化を図ります。また、給付の適正化等に取り組み、 持続可能な介護保険事業の運営を図ります。



第3節 施策の体系



第4節 第8期計画策定における主な視点

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な 指針の改正

第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)の改正が行われました。第8期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

(1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる2025年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年のサービス需要の見込みを踏まえた介護サービス基盤の整備が重要であるとともに、1人暮らし高齢者や夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービス需要はさらに増加・多様化することが想定される一方、現役世代の減少が顕著となることから、高齢者及び介護を支える人的基盤の確保が重要となります。

(2) 地域共生社会の実現

2040年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要です。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

①自立支援・介護予防・重度化防止の推進

自立した日常生活の支援、介護予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要となります。支援においては、効果的・効率的な取組となるよう、「PDCAサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他事業との連携」を進めることが重要となります。

また、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル*状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが重要であり、さらには、要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要となります。

②保険者機能強化推進交付金等の活用

各種取組において、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標が設定された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を活用し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、一層の強化を図ることが重要となります。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県と市町村間の 情報連携の強化

有料者人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け 皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切 に定めるとともに、質の確保を図るため、都道府県と連携してこれらの設置状況等、必要 な情報を積極的に把握することが重要となります。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月18日に制定された「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生(尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる)」と「予防(認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を穏やかにする)」を車の両輪として施策を推進する基本的な考え方のもとに、次に掲げる5つの柱に沿って認知症施策を推進することが重要となります。

■具体的な施策の5つの柱

- ①普及啓発•本人発信支援
 - ▶企業・職域での認知症サポーター養成の推進
 - ▶「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等

②予防

- ▶高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ▶エビデンス*の収集・普及 等
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ▶早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ▶家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④認知症バリアフリー*の推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ▶認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ▶企業認証・表彰の仕組みの検討
 - ▶ 社会参加活動等の推進 等
- ⑤研究開発•産業促進•国際展開
 - ▶薬剤治験に即応できるコホート*の構築 等

(6)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

市町村は保険者として地域で取組を進める立場から、必要な介護人材の確保のため、総合的な取組を推進することが重要であり、その際には、地域の関係者とともに、介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等へ一体的に取り組むことが重要となります。また、業務の効率化の観点からは、介護現場におけるICT*の活用を進めるともに、介護分野の文書に係る負担軽減を図っていくことが重要となります。

(7)災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組を行うことが重要となります。

■災害や感染症対策

- ①介護事業所等と連携し防災や感染症対策についての周知・啓発、研修、訓練 を実施すること
- ②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要 な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備すること
- ③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築すること

第5節 第8期計画における重点施策

第8期計画では、次の5つの施策を重点施策として取り組みます。

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1)健康づくり・介護予防の推進

高齢者が自立した日常生活を営むためには、できるだけ健康で、生活機能を維持することが大切です。高齢化が進展する中、75歳以上になると運動器や閉じこもり、認知機能の低下などのリスクが高まることから、介護が必要になる前から、適切な介護予防事業につなげるとともに、地域における介護予防活動や健康づくりの取組を推進します。

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者のフレイル状態を把握した上で適切な医療サービス等につなげるなど、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

(2) 多様なサービスの充実

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するために、必要となる多様な生活支援や介護予防サービスを整備していく必要があります。「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」を推進し、これまでに立ち上がったサービスの利用を促進するとともに、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させ、地域の支え合い体制づくりを推進します。

(3) 高齢者の社会参加促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場、高齢者がこれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、地域や社会を構成する一員として活躍できるよう支援していきます。

社会参加により、閉じこもり防止や、身体機能の維持向上などにもつながることから、 高齢者が他の高齢者の見守りや声かけ、生活支援サービスやサロン運営などの担い手と なることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一 体的に図り、要介護状態となることをできる限り予防していきます。

2. 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、地域包括ケアシステムを推進する上での中核的な機関です。

本町には地域包括支援センターが1か所設置されていますが、今後の高齢化の進展に 伴い増加するニーズに対応していけるよう、業務量に見合った適切な人員体制の確保に 向け、地域包括支援センターの体制を強化していきます。

3. 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患または認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者、その他の関係者の連携を推進するための体制の整備が必要です。

そのため、医療関係職種と介護関係職種との連携をはじめ、人材の育成、情報の共有、相談体制の充実を図り、在宅医療と介護の連携を推進します。

また、町民が医療や介護サービス、看取り等に対し理解を深め、適切なサービスを受けることができるよう、知識の普及啓発や情報提供、相談体制の充実に取り組みます。

4. 認知症施策の推進

令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を推進します。

認知症施策推進大綱に掲げる5つの柱に沿って、普及啓発や高齢者等が身近で通える「通いの場」の拡充、早期発見・早期対応等の認知症施策を推進します。

5. 持続可能な介護保険事業の確保

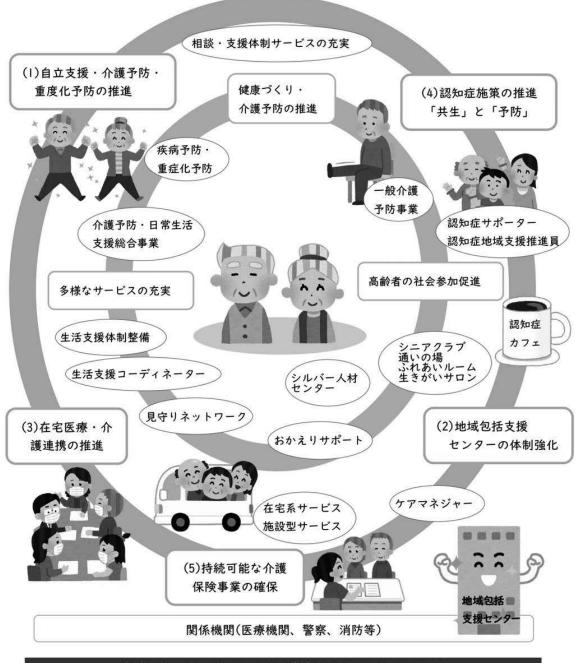
高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者数の増加により、今後、保険給付費の増加と 介護保険料の上昇が見込まれます。保険料の上昇は高齢者の生活にも大きく影響するこ とから、保険給付費や介護保険料の上昇を極力抑え、持続可能な介護保険事業運営を確保 する必要があります。

そのために、適切な要介護認定の実施と過不足のない適正なサービスの提供に努める とともに、国や県の施策と連携を図りながら、介護人材の確保と育成に取り組んでいきま す。

また、介護予防や生きがいづくりなどの自立支援、介護予防・重度化防止の取組を推進します。

さらに、介護サービス事業者の指導やケアマネジメント支援を通して、介護サービスの 質の向上に努めます。

誰もがいつまでも 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせるまち



高齢者をとりまく地域包括ケアシステム

第2章 施策の展開

第1節 「いつまでも元気に、生きがいを持って暮らす」

高齢者が自立した生活を営み、地域とのつながりを保ちながら社会で役割を持って活躍できるよう、健康づくりや介護予防への取組を推進するとともに、趣味やサークル活動等の地域社会との交流の場、ボランティア活動や就労的活動を通じて社会貢献できる場の充実を図ります。

1. 生きがいを持って活動できる支援

目標

高齢者が生きがいを持って他者と交流できる場を確保するとともに、自らの知識や経験を生かし、地域の社会活動に積極的に参加することができる。

(1) 社会活動への参加促進

- ①シニアクラブ、シルバー人材センターの事業を推進し、高齢者が地域に貢献できる活動を支援します。
- ②ボランティアセンターと連携し、運営や活動の支援を行い、情報提供に努めます。
- ③ボランティア団体及び個人の活動を支援するとともに、積極的に活用を図ります。

(2)通いの場(居場所づくり)の推進

- ①地区社会福祉協議会が進めているふれあいルーム事業等、地区内の高齢者の通いの場(居場所づくり)の活動を支援します。
- ②居場所づくりのボランティア養成講座の開催等により、担い手の育成に努めます。

(3)趣味の創作活動や生涯学習の参加促進

- ①ふれあい工房等での高齢者の創作活動の支援継続を図ります。
- ②那須町生涯学習推進計画に基づき、健康に関する学習会の開催や、高齢者のスポーツ クラブの育成など、心身の健康を維持するための適度な運動機会の提供と、仲間づく りなどの学習機会への参加を促進します。

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シニアクラブの支援	会員人数	720	720	720
シルバー人材センターの支援	登録人数	200	200	200
ボランティア養成講座の開催	開催回数	25	25	25
ハノンティア食成神座の開催	参加者数	330	350	370

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいルームの支援	設置数	22	23	25
ふれあい工房等の支援	利用人数	80	80	80
通いの場に参加する高齢者	参加率	_	ı	8%

2. 健康づくり・介護予防の推進

目標

高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を図ります。また、自立を支援する取組を推進し、心身機能の改善や一人ひとりの生きがい、自己実現、 生活の質の向上を目指します。

(1) 一般介護予防事業の充実

- ①各地域で介護予防出前講座(運動、口腔、栄養、うつ、閉じこもり予防、認知機能の 低下予防等)を開催し、すべての高齢者が介護予防に取り組める環境づくりに努めま す。
- ②介護予防に関するパンフレットの作成、配布や広報紙等による周知・啓発を行います。
- ③介護予防サポーター養成講座を開催し、地域で活動できる人材を育成するとともに、 介護予防サポーターの意欲的な介護予防活動を支援します。
- ④地域の身近な住民運営による通いの場に継続して参加することで心身機能を維持・ 向上できるよう、リハビリテーション専門職や保健師が地域に出向き、地域に合った 介護予防活動づくりを支援します。
- ⑤地域における介護予防活動の普及を図るため、65歳以上の高齢者を対象とする転倒 予防教室等の介護予防活動を継続します。
- ⑥保健師やリハビリテーション専門職による訪問指導等により、閉じこもりやうつ等 の心身状態の変化を早期に把握し、介護予防活動や個別訪問を実施することにより 重度化防止に努めます。
- ⑦NPOやボランティア団体、住民グループ等が行う高齢者が気軽に集える地域交流の場(生きがいサロン)の開設と運営を支援し、介護予防につなげます。
- ⑧自立支援型地域ケア会議*、通所や訪問等においてリハビリテーション専門職を活か した自立を支援する取組を推進し、介護予防の機能強化を図ります。

(2)保健事業と介護予防の一体的実施

①運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることにより、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

(3) 保険者機能強化推進交付金等の活用

①高齢者の自立支援・重度化防止等に向け、高齢者の現状把握に向けた調査等により、 地域の実情把握や課題を分析し、これまで実施してきた介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を充実させ、一層の取組強化を図ります。

(4) リハビリテーション提供体制の構築

- ①近年、リハビリテーションサービスの需要が増加していますが、本町では、他市町村の介護事業所によりリハビリテーションサービスが提供されている状況です。このため、既存事業所に加え、地域の通所介護事業所における機能訓練や運動が適切に行われるよう、地域のリハビリテーション専門職と連携して研修会等を行うなど、介護職員の資質の向上を図ります。
- ②運動に特化したデイサービスなど、総合事業における多様なサービスの構築を進め、 リハビリテーション提供体制の充実を図ります。
- ③心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、リハビリテーションサービスの提供が図られるよう、地域のリハビリテーション専門職をはじめ、介護予防活動団体やサロン運営団体などとも連携を図りながら、生活の質の向上を図ります。

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防出前講座開催	開催回数	20	22	25
広報紙等による周知	掲載回数	2	2	2
介護予防サポーター養成講座の開催	サポーター数	26	26	28
介護予防サポーターの地域での活動	活動回数	500	500	520
川渡り切り外一ターの地域での治勤	参加者数	2,000	2,000	2,500
	開催所数	6	7	8
地域での介護予防教室の開催	開催回数	12	14	16
	参加者数	160	200	240
元気づくり応援事業	団体数	6	6	7
ル対プペッル接手未	実施回数	20	20	25
 訪問型介護予防事業の実施	訪問回数	3	3	5
前の全月後アの手来の夫心	対象者数	3	3	5
生きがいサロン推進事業	運営団体数	5	6	7
訪問リハビリテーション	利用率	1.1	1.2	1.3
通所リハビリテーション	利用率	7.5	7.6	7.7

第2節 「支え合い、助け合いながら安心して住み続けることができる」

高齢化の進展により、1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、すべての高齢者が、住み慣れた地域で安心して、尊厳ある生活を送ることができるよう、地域における相談・支援体制の構築や多様な生活支援サービスの充実を図ります。

1. 介護予防・生活支援サービス事業の推進・充実

目標

要支援者及び基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方が、必要に応じた多様なサービスを受けることができる。

(1) 多様なサービスの提供

- ①要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するよう、NPOや民間事業者、または 住民主体による生活援助等を訪問型サービスとして構築します。平成29年度から事 業を開始した訪問介護相当サービス及び訪問型サービスCについては、サービス内 容等を検証するとともに、未実施の訪問型サービスについて実施を検討します。
- ②要支援者等が継続して機能訓練等の提供が受けられるよう、NPOや民間事業者、または住民主体の自主活動として行う通いの場を通所型サービスとして構築します。 平成29年度から事業開始した通所介護相当サービス及び通所型サービスB、通所型サービスCについてサービス内容を検証するとともに、未実施の通所型サービスAの実施を検討します。
- ③自立した生活を支援できるよう適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。
- ④介護予防・生活支援サービス事業利用者が要介護認定を受けた場合でも、必要に応じて、地域とのつながりを継続するために、引き続きサービスを受けられるよう弾力的な対応を検討します。

	取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型 サービスの	訪問介護相当サービス (従来型)の実施	利用者数	98	100	102
提供・充実	訪問型サービスC(はつらつ 訪問事業)の実施	利用者数	2	3	5
	通所介護相当サービス (従来型)の実施	利用者数	190	194	198
通所型	通所型サービスAの実施	事業所数	1	1	1
サービスの	通所型サービスBの実施	事業所数	4	5	6
提供·充実	通所型サービスC(心身力 アップ教室)の実施	利用者数	50	60	70
	通所型サービスC(ステップ アップ倶楽部)の実施	利用者数	10	15	20
介護予防ケアマネジメント(月平均)		件数	186	192	215

	種別	サービスの概要
	訪問介護相当サービス	訪問介護員による身体介護、生活援助
	訪問型サービスA	人員等を緩和した基準による生活援助等
訪問型	訪問型サービスB	住民主体の自主活動として行う生活援助
	訪問型サービスC	保健師等による居宅での短期間相談指導等
	訪問型サービスD	移送前後の生活支援等
	通所介護相当サービス	通所介護事業所による機能訓練
通所型	通所型サービスA	人員等を緩和した基準によるミニデイサービス、運動、 レクリエーション等
	通所型サービスB	住民主体の自主活動として行う体操、趣味の活動等の通いの場
	通所型サービスC	保健師等による運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム

2. 生活支援体制の整備

月 標

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者でも、地域住民の支え合いや助け合いにより、住み慣れた地域で住み続けられる仕組みをつくる。

(1) 支え合い・助け合いの仕組みの構築

- ①地域の支え合いや助け合いの創出や担い手の育成等に向け、第1層協議体(町全域) 及び第2層協議体(日常生活圏域等)に生活支援コーディネーターを配置します。
- ②住民、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの多様な主体が情報を共有し、連携・協働する場として協議体を設置しています。協議体で検討された課題をもとに多様な主体と連携・協働して地域の支え合いや助け合い活動の創出に取り組みます。
- ③地域の支え合いや助け合いの仕組みづくりに向け、地区社会福祉協議会や自治会等と協働し、各地域における話し合い場づくりに取り組みます。

(2)移動支援の推進

①モデル地区を選定し移動支援事業を実施します。モデル地区から上げられた課題を もとに、各地区で移動支援事業が実施可能か検討します。

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体の設置	設置数	7	7	7
生活支援コーディネーターの配置	配置人数	8	8	8
移動支援事業	実施地区	1	2	3

3. 見守り支え合い体制づくり

目標

災害や急病等の緊急時に備えた見守り体制を確立し、すべての高齢者が安心して在宅 生活を送ることができる。

(1) 1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等の見守り体制の確保

- ①那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、民生委員・児童委員、警察、消防 など関係機関との連携に努めます。
- ②高齢者見守りネットワークの地域活動を推進し、組織を強化します。
- ③民生委員・児童委員を通じて1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の台帳を作成し、 状況把握に努めます。
- ④1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者等で、災害が発生したときに自ら避難することが困難な方を支援するための避難行動要支援者名簿を随時更新し、同意が得られた方については、関係機関、地区社会福祉協議会、自治会等と共有することにより、災害時における迅速かつ円滑な避難支援のための協力体制を強化します。
- ⑤住民一人ひとりが関心を持ち、平時から地域とのつながりを持つことや災害への備えをすることの必要性を周知・啓発します。
- ⑥地区社会福祉協議会の活動など、住民同士による日常的な高齢者の見守り体制を構築します。
- ⑦緊急通報装置(お年寄り安心コール)の普及に努めます。
- ⑧救急医療情報キット支給事業の周知を図り、希望者へ提供します。
- ⑨防災行政無線や那須町安全安心メールを利用した高齢者の見守り手段として、おか えりサポート事業を推進します。
- ⑩1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象として、見守りを兼ねた弁当宅配事業を実施します。
- ⑪住民の災害ボランティアへの関心を高め、その活動を支援します。

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者見守りネットワークの強化	協定事業所数	60	65	70
高齢者世帯の状況把握	件数	3,200	3,225	3,250
緊急通報装置の普及	利用者数	160	170	180
救急医療情報キットの支給	支給個数	540	550	560
おかえりサポート事業	登録者数	13	15	15
弁当宅配事業	利用者数 (月平均)	68	71	73
,, =, =, =,	年間配食数	5,400	5,600	5,800

4. 地域包括支援センターの適正運営と機能強化

目標

地域支援事業の包括的支援事業の一環として、地域包括ケアシステムの構築へ向けた中核的な機関として、地域包括支援センターを運営する。

(1)包括的支援事業の推進

- ①地域包括支援センターの役割等を周知し、高齢者の健康や福祉、医療や生活に関する こと等、総合的な相談に対応できる体制づくりに努めます。
- ②地域住民をはじめ介護事業所や医療機関などの関係者との連携を図り、地域のネットワーク構築に努めます。
- ③地域ケア個別会議を推進し、介護支援専門員の資質の向上と高齢者に対する支援の 充実を図るとともに、個別事例の検討を行うことを通じて共通する地域の課題を把 握し、地域に必要な資源の開発や地域づくりにつなげます。

(2) 適正運営に向けた取組

- ①地域包括支援センター運営協議会を通じて業務内容や運営状況に関する情報を公開 し、さらなる公正性・中立性等適切な事業運営に努め、事業の評価を実施します。
- ②包括的支援事業及び介護予防支援事業を適正に運営するため、業務量と役割に応じた体制及び人員配置に努めます。
- ③高齢者の増加及びそれに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、 地域包括ケアシステムの構築へ向けた中核的な機関となる地域包括支援センターを 増設し、効率的・効果的な運営体制を構築します。
- ④地域包括支援センターの運営方針に基づき、町と包括支援センター共通理解のもと 事業の適正な運営と質の向上に努めます。

<計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター設置数	設置数	2	2	2
高齢者総合相談体制の確保	配置人数 (三職種)	3	6	6
地域ケア個別会議の開催	開催回数	4	8	9
運営協議会の開催	開催回数	2	2	2

※三職種とは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員

5. 安心できる住まいの確保

目標

高齢者が心身の状態に応じて、住み慣れた地域で適切な住宅や施設に住むことができる。

(1) 高齢者福祉サービス等の充実

- ①介護保険サービス以外の福祉サービスの充実を図り、高齢者の生活を支援します。
- ②NPO法人等による福祉有償運送*の実施を支援し、福祉有償運送運営協議会の適正 な運営に努めます。
- ③重度の介護を必要とする高齢者を在宅で介護している家族の負担を労うため、慰労 金を交付します。

(2) 高齢者の居住支援

- ①1人暮らし高齢者や認知症高齢者など、在宅での生活が困難な高齢者が、安心して生活することができるよう、特別養護者人ホームや認知症グループホームなどの既存の介護保険施設等の適切な利用促進を図ります。
- ②特別養護老人ホームの新規入所者については、「栃木県特別養護老人ホーム入所等に 係る指針」に基づき、公平性・透明性の高い入所制度を維持します。
- ③県や庁内関係課と連携し、公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅をはじめと する民間賃貸住宅等の関連情報を提供し、高齢者の住まいの安定的な確保に努めま す。
- ④サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームにおける適正なサービスの提供や質の確保を図るため、県との情報連携を強化し必要な情報の把握に努めます。
- ⑤環境上の理由や経済的理由等により、居宅で養護を受けることが困難な方について は、養護老人ホームに入所する措置を行います。

<計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ生活援助事業	契約事業所数	3	3	3
福祉タクシー料金助成事業	交付者数	930	960	990
高齢者日常生活用具給付事業 (火災警報器及び自動消火器設置支援)	利用者数	50	60	70

<事業内容>

事業名	内容
ショートステイ生活援助事業	6カ月で7日以内を限度に施設への短期入所
福祉タクシー料金助成事業	タクシー料金の助成により外出支援
高齢者日常生活用具給付事業 (火災警報器及び自動消火器設置支援)	【平屋建て】2機まで 【2階建て】3機まで

6. 高齢者の権利擁護

目標

高齢者の人権が守られ、いつまでも尊厳を持って住み慣れた地域で生活することができる。

(1) 成年後見制度等の利用支援

- ①とちぎ権利擁護センター「あすてらす*」が行う「日常生活自立支援事業(福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等)」の周知等、利用促進に努めます。
- ②成年後見制度のさらなる周知を図り、利用支援を行うとともに、家庭裁判所等の関係機関との連携を強化し、利用の促進を図ります。
- ③消費生活センター等との連携を図り、高齢者の消費者被害の防止に努めます。
- ④必要な人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画の策定や権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関及び協議会等の整備に努めます。

(2) 高齢者虐待の防止

- ①広報紙やホームページ等において、高齢者虐待防止について周知・啓発を図ります。
- ②地域住民や警察、消防、介護事業所等で組織する高齢者虐待防止ネットワークを強化 し、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

<計画見込み>

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の講座の開催	開催回数	1	1	1
高齢者虐待防止に関する周知・啓発	掲載回数	2	3	4
高齢者虐待防止ネットワーク	開催回数	1	1	1
運営委員会の開催	出席者数	19	19	19
権利擁護支援の中核機関の設置	設置数	1	1	1

7. 認知症施策の推進

日 標

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる。

(1) 普及啓発・本人発信支援

①認知症サポーター養成講座や講演会等を通じた、認知症に関する正しい理解の促進 や相談先の周知を図ります。特に、各種職域や小中学校と協力した養成講座の開催に 努めます。

- ②認知症本人が、自分の意思を発信できるよう努めます。
- ③認知症ケアパス*を積極的に活用し、相談先の周知を図ります。

(2) 認知症の予防活動の推進

①「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意識 を推進し、認知症の予防に資する活動を周知・推進します。

(3) 認知症施策の推進

- ①認知症地域支援推進員の活動の周知・啓発に取り組みます。
- ②認知症初期集中支援チームの活動を推進し、認知症と疑われる人やその家族への訪問、観察・評価、適切な医療や介護につなぐ初期の支援を実施します。
- ③認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、 専門職が集う取組(認知症カフェ等)の開催を推進します。
- ④キャラバン・メイトの活動を支援します。

(4)認知症バリアフリーの推進

- ①認知症の人が徘徊等で自宅へ戻るのが困難な状況になった時に、地域での見守り体制としておかえりサポート事業を推進します。
- ②チームオレンジや認知症サポーター等により認知症やその家族と支援をつなぐ仕組みの構築に努めます。

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	職域開催回数	1	1	1
認知症サポーター養成講座の開催	小中学校開催回数	9	9	9
	養成人数 (累計)	4,200	4,500	4,800
認知症講演会等の開催	開催回数	8	8	8
認知症初期集中支援チームの設置	チーム数	1	1	1
認知症地域支援推進員数	人数	12	13	14
認知症カフェ設置	設置数	2	2	2

第3節 「適切な医療・介護・福祉サービスが利用できる」

在宅医療・介護連携を推進するとともに、一人ひとりの状態にあった適切なサービスを 提供し、高齢者の包括的な支援体制の強化を図ります。また、給付の適正化等に取り組み、 持続可能な介護保険事業の運営を図ります。

1. 在宅医療・介護連携の推進

目標

在宅での療養や人生の最期を自宅で迎えたいと望んでいる人が、安心して在宅で療養できる体制をつくる。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の充実・強化

- ①医療、介護及び保健福祉関係者等が、那須町における在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、那須町在宅医療・介護連携会議(なすの輪会)において連携に関する情報共有や課題の抽出、対応策の検討、地域住民への普及啓発等を推進します。
- ②近隣市町において、那須地区在宅医療・介護連携センターを設置し、那須地区広域の 在宅医療と介護における共通の地域課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅 医療と在宅介護の提供体制の構築推進を目指します。
- ③栃木県保健医療計画(第7次)との整合を図りつつ、在宅医療と介護の連携を推進します。

(2) 在宅医療・介護連携の体制の整備

- ①切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築に努めます。
- ②医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、那須地区在宅医療・介護連携支援センターなどと協働し、在宅医療・介護関係者等を対象に研修等を開催します。

(3) 在宅医療・介護連携の周知

- ①住民に医療と介護のサービスについての的確な情報提供や、わかりやすく丁寧な説明を実施し在宅医療と介護連携の普及啓発を図ります。
- ②在宅医療・介護連携に関する相談の受付等を実施します。

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
那須町在宅医療・介護連携推進会議の開催	開催回数	6	6	6
在宅医療・介護連携関係者の研修	実施回数	1	1	2
住民向け講話等の普及啓発	実施回数	5	5	6

2. 介護(介護予防) サービスの適切な提供

目標

支援を必要とする高齢者とその家族が、必要な時に必要なサービスを利用することが できる環境を整える。

(1) 在宅サービス提供体制の充実

- ①介護保険サービスを、適切かつ効率的に提供できるよう、介護保険事業計画における サービス見込量に基づき、介護保険サービス提供体制の確保及び利用促進に努めます。
- ②訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の各種在宅サービスの充実に努めます。
- ③需要が増加しているリハビリテーションサービスについて、既存事業所に加え、地域の通所介護事業所における機能訓練や運動が適切に行われるよう、地域のリハビリテーション専門職と連携し、介護職員の資質の向上を図るとともに、運動に特化したデイサービスなど、総合事業における多様なサービスの構築を進め、リハビリテーション提供体制の充実を図ります。

(2) 施設・居住系サービス提供体制の充実

- ①第7期計画期間に整備を見込んだ事業の一部繰り延べ分として、令和3年度に地域密 着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備を進めます。
- ②第7期計画期間において、介護老人福祉施設8床増床と特定施設入居者生活介護40 床を整備したことや、町内サービス付き高齢者向け住宅が中重度の要介護者の多様 なサービスの受け皿となる見込みがあることなどから、入所・入居系サービスについては概ね需要を満たす定員数が確保できていると判断し、第8期計画では新たな整備 は見込まず、適切な利用の促進を図ります。
- ③介護療養型医療施設については令和5年度末が設置期限とされており、介護医療院への転換について、県との連携により参入意向を把握し、適切なサービス提供につなげます。

(3) 地域密着型サービス提供体制の充実

- ①第7期計画期間に整備を見込んだ事業の一部繰り延べ分として、令和3年度に地域密 着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備を進めます。(再掲)
- ②認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護については、利用状況、待機者の状況等から、概ね需要を満たす定員数が確保できていると判断し、第8期計画での整備は見込まず、適切な利用の促進を図ります。
- ③高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等 のサービスについて、今後の地域における利用ニーズを把握し、計画的な整備に向け 検討を進めます。

(4)介護に取り組む家族等への支援

- ①介護休暇の取得や適切なサービスの利用の促進等により、家族の柔軟な働き方を確保するとともに、働く家族等に対する相談・支援の充実を図ります。
- ②重度の障害または認知症により介護を必要とする高齢者を在宅で介護している方に 対し、慰労金を支給することによって、介護者の慰労及び福祉の増進を図ります。

〈第8期計画における基盤整備計画〉

サービス種別	評価内容	令和2年度 整備状況	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉	施設数	1	2	2	2
施設入所者生活介護	床数	19	48	48	48
短期 3 配件注入进	施設数	3	4	4	4
 短期入所生活介護 	床数	36	46	46	46

3. 介護保険事業の適正な運営

目標

介護保険サービスの適切な利用を促進するとともに、将来にわたり持続可能な介護保険制度を構築する。

(1)介護保険制度の周知

- ①広報紙やホームページ、パンフレットなどの各種広報媒体の活用と、地域の出前講座 等により、介護保険制度についてさらなる周知を図ります。
- ②介護保険に係る申請手続きの利便性の向上と、介護者やケアマネジャー等の負担軽減を図るため、電子申請サービス(介護ワンストップサービス)の導入に向け検討します。

(2) 要介護認定体制の確保

- ①今後、後期高齢者の増加に伴い、認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定における、訪問調査の実施や介護認定審査会の開催等を円滑かつ適切に行えるよう人員体制等の確保を図ります。
- ②認定調査員や介護認定審査会委員に対し、要介護認定に係る研修会への参加や情報 提供等を行うことにより、さらなる資質の向上と要介護認定の公平性の確保を図り ます。

(3)介護給付適正化の推進

- ①要介護認定調査の内容について、町職員が訪問または書面等の審査を通じて点検を 行うとともに、認定調査員や認定審査会の合議体における要介護認定の平準化を図 り、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
- ②ケアプラン点検については、居宅介護支援事業所からケアプランの提出を求め、利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを確認し、介護支援専門員の気づきを促します。
- ③住宅改修の点検については、改修工事を行おうとする利用者及び利用者宅の状況を、理由書、見積書及び平面図等により確認するとともに、施工後に竣工写真や訪問により施工状況等を点検します。
- ④福祉用具の購入・貸与については、福祉用具の利用者等に対し、訪問調査等を行うことにより、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。
- ⑤栃木県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから提供される「介護情報と医療情報との突合」「縦覧点検」情報を活用し点検を行います。
- ⑥サービス利用者に実際に利用したサービスの内容や費用額等を確認してもらうため、 定期的に介護給付費通知を送付します。
- ⑦栃木県国民健康保険団体連合会から提供された給付実績情報をもとに、事業所別や サービス種別ごとに比較・分析し、特異な事例を抽出・確認します。

(4)介護人材の確保

- ①地域包括ケアシステムの構築に向け、介護職員等の人材確保・定着を図るため、県と連携して介護職員の資質の向上のための研修や、介護未経験者を対象とした入門的研修の機会を提供します。
- ②介護サービス事業所に対し、介護職員処遇改善加算等の取得促進に向けた普及啓発 及び介護ロボットの導入を支援します。
- ③訪問指導や研修会等を通して、介護支援専門員や介護サービス事業所職員の資質の 向上を図ります。
- ④1人暮らし高齢者などが増加する中、必要性が高まる生活支援サービスの担い手を 確保するため、高齢者等を対象とした介護講座などの参入促進の取組を実施すると ともに、ボランティア活動へのポイント付与等の事業の活用についても検討します。
- ⑤地域住民や元気な高齢者を含めた住民主体の活動や、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービス提供体制の構築を促進します。

(5)業務の効率化と適正運営

- ①地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所の事業所指導を実施するとともに、 地域密着型サービス事業所における外部評価や福祉サービス第三者評価の普及啓発 を図ります。
- ②地域密着型サービス事業所の運営推進会議を通して実態を把握し、地域に開かれた サービス事業所として適正な運営が行われるよう支援します。
- ③地域ケア個別会議で出された地域の課題を、地域ケア推進会議を通して、地域に必要な資源の開発や地域づくり等に努めます。
- ④介護サービスに関する苦情について、県及び栃木県国民健康保険団体連合会と連携 し、解決にあたります。
- ⑤個々の申請様式や添付書類を国から示される様式に統一するなど、文書に係る負担 を軽減することで介護現場の業務効率化を図ります。

取組内容	評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定	審査件数	1,450	1,480	1,500
介護給付費通知	発送回数	4	4	4
ケアプラン点検	実施件数	6	8	10
地域密着型サービス事業所の指導	指導回数	3	3	3
居宅介護支援事業所の指導	指導回数	2	2	2
ケアマネジャー連絡協議会の開催	開催回数	2	2	2
ケアマネジャー研修会等の開催	開催回数	3	3	3
地域ケア推進会議の開催	開催回数	3	3	3

4. 災害や感染症対策に係る体制整備

(1)災害に対する備え

- ①介護事業所等で策定している非常災害対策計画等を定期的に確認するとともに、避難訓練の実施等により、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。
- ②介護事業所に対し、非常時のリスク把握や、平時からの食料、飲料水、その他の必要 な物資の備蓄・調達状況等の確認を行うなど、平時からの災害対策の重要性について 啓発を図ります。
- ③介護事業所に対し、災害発生時に地域住民や関係機関の支援協力が得られるよう、平時から地域内の関係主体との関係づくりを推進するよう促します。

(2)感染症に対する備え

- ①介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、情報提供等を行います。
- ②感染症発生時も含めた、県や保健所等と連携した支援体制の整備を図ります。
- ③介護事業所等における適切な感染防護具、消毒液、その他の感染症対策に必要な物資について計画的な備蓄・調達を図るよう周知・啓発を行います。

第3章 第8期計画及び令和7(2025)年度・令和22(2040)年度の介護保険の推計

第1節 人口について

区分	区分		令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
総人口		24,503	24,198	23,895	23,287	18,130
	前期	5,086	4,960	4,834	4,582	3,469
高齢者人口	後期	4,873	5,056	5,245	5,615	6,024
	合計	9,959	10,016	10,079	10,197	9,493
高齢化率		40.6	41.4	42.2	43.8	52.4

※各年10月1日計画値/単位:人

第2節 要介護(支援)認定者数について

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
要支援1	199	203	208	218	267
要支援2	252	258	261	270	324
要支援(小計)	451	461	469	488	591
要介護1	319	325	332	346	451
要介護2	287	294	300	312	412
要介護3	217	217	223	232	307
要介護4	265	273	279	293	388
要介護5	119	123	125	131	164
要介護(小計)	1,207	1,232	1,259	1,314	1,722
認定者数(合計)	1,658	1,693	1,728	1,802	2,313
うち第1号被保険者数	1,626	1,661	1,696	1,770	2,290
第 1 号被保険者数	9,959	10,016	10,079	10,197	9,493
高齢者(1号被保険者) の認定率	16.3%	16.6%	16.8%	17.4%	24.1%

※各年10月1日計画値/単位:人

第3節 介護予防(要支援1・2)サービス見込量について

1. 介護予防サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
訪問看護	回数	386	404	414	421	501
訪問リハビリテーション	回数	108	108	108	108	142
居宅療養管理指導	人数	13	14	14	14	17
通所リハビリテーション	人数	71	72	73	76	92
短期入所生活介護	日数	81	93	93	93	111
短期入所療養介護(老健)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	133	138	142	148	178
特定福祉用具購入費	人数	5	5	5	5	5
住宅改修	人数	6	6	6	7	8
特定施設入居者生活介護	人数	13	15	15	15	18
介護予防支援	人数	199	209	212	222	270

^{※1} か月あたりの見込量

2. 地域密着型介護予防サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
認知症対応型通所介護	回数	18	18	18	18	18
小規模多機能型居宅介護	人数	10	10	10	10	9
認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0

※1 か月あたりの見込量

第4節 介護サービス及び施設サービス見込量について

1. 居宅サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
訪問介護	回数	3,193	3,250	3,303	3,337	4,054
訪問入浴介護	回数	93	95	100	103	115
訪問看護	回数	1,251	1,295	1,335	1,348	1,716
訪問リハビリテーション	回数	338	353	353	354	466
居宅療養管理指導	人数	82	82	85	86	111
通所介護	回数	3,655	3,738	3,863	3,932	5,134
通所リハビリテーション	回数	553	572	598	601	781
短期入所生活介護	日数	2,325	2,428	2,477	2,476	2,969
短期入所療養介護(老健)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	日数	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数	402	415	429	437	564
特定福祉用具購入費	人数	9	9	9	10	14
住宅改修	人数	7	7	7	8	10
特定施設入居者生活介護	人数	33	33	35	36	47
居宅介護支援	人数	638	652	673	688	885

※1か月あたりの見込量

2. 地域密着型サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	人数	5	5	5	5	6
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0
通所介護	回数	1,718	1,830	1,904	1,942	2,542
認知症対応型通所介護	回数	195	195	195	214	279
小規模多機能型居宅介護	人数	35	37	39	39	49
認知症対応型共同生活介護	人数	76	76	76	85	112
特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	27	49	49	49	49
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0

※1 か月あたりの見込量

3. 施設サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
介護老人福祉施設	人数	192	194	196	210	273
介護老人保健施設	人数	71	71	71	79	105
介護医療院	人数	1	1	1	11	14
介護療養型医療施設	人数	9	9	9	_	_

^{※1}か月あたりの見込量

第5節 特別給付費サービス

サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7 (2025)年度	令和 22 (2040)年度
紙おむつ費	実利用人数	310	310	320	325	430
訪問理美容費	実利用人数	30	30	31	32	40

第6節 第8期計画における第1号被保険者保険料・負担割合の設定

1. 第1号被保険者保険料所得段階別加入者見込み

第8期計画における介護保険料段階設定は、国の指針に基づき、被保険者の負担能力に応じた段階数、保険料率を設定しました。

所得段階区分		所得段階別加入者数(単位:人)			加入	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	割合	
第1段階 ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の 方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 +課税年金等収入額が80万円以下の方			1,464	1,472	1,481	14.7%
第2段階	世帯全員が 非課税で第	前年の合計所得金額+課 税年金所得が 120 万円以 下の方	644	648	652	6.5%
第3段階	1段階に該当しない方	上記以外の方	665	669	673	6.7%
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されて	前年の合計所得金額+課 税年金所得が80万円以下 の方	1,708	1,718	1,729	17.2%
第5段階	いるが、本 人は非課税 の方	上記以外の方	1,523	1,532	1,541	15.3%
第6段階		前年の合計所得金額 120 万円未満の方	1,808	1,819	1,831	18.2%
第7段階	本人が住民 税課税	前年の合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満の 方	1,235	1,242	1,250	12.4%
第8段階		前年の合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満の 方	479	481	484	4.8%
第9段階		前年の合計所得金額 320 万円以上の方	433	435	438	4.3%

2. 介護保険事業費の見込みと第1号被保険者保険料

(1) 第8期介護保険事業費の見込み

第8期計画における介護保険事業費の見込みを下表のとおり算定しました。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付見込額(A)	2,848,665,926	2,985,808,472	3,044,219,142	8,878,693,540
総給付費	2,665,643,000	2,794,420,000	2,849,143,000	8,309,206,000
特定入所者介護サービス等 給付費額	117,307,133	124,485,157	126,761,508	368,553,798
高額介護サービス費等 給付額	56,319,690	57,268,213	58,478,591	172,066,494
高額医療合算介護 サービス費等給付額	7,191,922	7,379,072	7,535,031	22,106,025
算定対象審査支払手数料	2,204,181	2,256,030	2,301,012	6,761,223
地域支援事業費(B)	155,059,481	170,312,004	174,003,022	499,374,507
介護予防·日常生活支援 総合事業費	97,609,481	99,644,004	102,297,022	299,550,507
包括的支援事業(地域包括 支援センターの運営)及び任 意事業費	42,200,000	55,200,000	56,038,000	153,438,000
包括的支援事業 (社会保障充実分)	15,250,000	15,468,000	15,668,000	46,386,000
事業費(C=A+B)	3,003,725,407	3,156,120,476	3,218,222,164	9,378,068,047

※単位:円

(2) 第8期第1号被保険者保険料基準額の算定

第8期計画における事業費に対する第1号被保険者の負担割合は23%です。前項で算定した介護保険事業費をもとに第1号被保険者の保険料基準額を次のとおり算定しました。

算出項目	金額または係数	備考
第1号被保険者負担分相当額(D)	2,156,955,651	事業費(C)×0.23
調整交付金相当額(E)	458,912,202	
調整交付金見込額(F)	358,535,000	
財政安定化基金償還額(G)	0	
準備基金取崩見込額(H)	205,000,000	
特別給付費(I)	37,371,000	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(J)	18,000,000	
保険料収納必要額(K)	2,071,703,853	=D+E-F+G-H+I-J
予定保険料収納率(L)	98.50%	
所得段階別加入割合補正後被保険者数(M)	30,188	
保険料基準額(月額)(N)	5,806	=K÷L÷M÷12

※単位:円

第8期保険料基準額(月額) =5,806円(年額:69,672円)

(3)第8期所得段階別介護保険料

本町では、国が示す所得段階区分を基本とし、所得の少ない方の負担軽減を図るため、 所得段階区分及び負担割合を設定します。

また、公費による軽減により、負担割合は第1段階が0.5から0.3、第2段階が0.75から0.5、第3段階が0.75から0.7に引き下げられます。

第8期計画における第1号被保険者の介護保険料は、下表のとおりとなります。

<第8期における所得段階別介護保険料>

所得段階区分	負担割合	保険料年額
	0.50	34,800 円
为「 校相	(0.30)	(20,900 円)
第2段階	0.75	52,200 円
第4 段阳	(0.50)	(34,800 円)
第3段階	0.75	52,200 円
あり 段 伯	(0.70)	(48,700 円)
第4段階	0.90	62,700 円
第5段階	1.00	69,600 円
第6段階	1.20	83,600 円
第7段階	1.30	90,500 円
第8段階	1.50	104,500 円
第9段階	1.70	118,400 円

※()内は、公費による軽減後の実負担額。

(4) 令和7 (2025) 年度・令和22 (2040) 年度の介護保険事業費 及び第1号被保険者保険料基準額の見込み

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年度、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22(2040)年度の介護保険事業費及び第1号被保険者保険料基準額の見込みについて、第8期計画の算定と同様の方法で次のとおり算定しました。

〈令和7(2025)年度・令和22(2040)年度介護保険事業費見込〉

区分		令和7(2025)年度	令和 22(2040)年度
標準給付費見込額(A)		3,182,734,898	4,038,032,119
	総給付費	2,981,017,000	3,784,148,000
	特定入所者介護サービス等給付費額	130,859,247	163,031,861
	高額介護サービス費等給付額	60,657,274	77,775,490
	高額医療合算介護サービス費等給付額	7,815,756	10,021,457
	算定対象審査支払手数料	2,385,621	3,055,311
地	域支援事業費(B)	180,616,575	207,492,551
	介護予防·日常生活支援総合事業費	106,778,575	131,992,551
	包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	58,038,000	58,200,000
	包括的支援事業(社会保障充実分)	15,800,000	17,300,000
事業費(C=A+B)		3,363,351,473	4,245,524,670

※単位:円

令和7(2025)年度保険料基準額(月額)=6,973円(年額:83,676円) 令和22(2040)年度保険料基準額(月額)=8,939円(年額:107,268円)

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 制度の周知

本計画や介護保険制度の理解促進を図るため、広報紙やホームページ等の各種媒体や出前講座等を行い、広く町民に周知します。

2. 連携体制の強化

保健福祉課を中心に庁内の関係課や県と連携しながら施策を推進します。

また、自治会やボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、 NPO法人等の住民組織や関係機関が、それぞれの役割の中で積極的に活動していける よう連携強化を図りながら、計画の円滑な推進に努めます。

第2節 計画の進行管理

計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、事業の進捗状況について点検・評価し、介護保険運営協議会で協議しながら、施策の改善や見直しを行い、計画の着実な推進を図ります。

●進行管理のPDCAサイクルのイメージ

